

第 号	
鉱業法第 144 条の規定による立入検査証	
職名及び氏名	
写 真	年 月 日生
	年 月 日発行 (1 年間有効)
契 印	経済産業大臣 (経済産業局長) 印

鉱業法抜すい

第 144 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、
鉱業権者若しくは租鉱権者からその業務の状況に関する報告を徴
し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の
状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を
行う者に対し、その行為に関して報告若しくは資料の提出を命じ、
又はその職員にその事業所、事務所若しくは自動車若しくは船舶
(以下この項において「自動車等」という。)に立ち入り、その行
為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、
若しくは関係者に質問させることができる。

第 150 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に
処する。

八 第 144 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した
者

九 第 144 条第 2 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、
若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による
検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問
に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者